

令和5年度愛媛地方最低賃金審議会第1回小委員会 議事録

日時

令和5年7月26日(水) 10:25~11:20

場所

松山若草合同庁舎共用大会議室
(松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎7階)

出席者

公益代表委員

井上委員長、宮谷委員長代理、森本委員

労働者代表委員

白石委員、曾我委員

使用者代表委員

小野委員、小池委員、八塚委員

事務局

岡本労働基準部長、三好賃金室長、渡邊賃金指導官、河端賃金係長

議題

- 1 開 会
- 2 委員長及び委員長代理の選任について
- 3 愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性について
- 4 その他
- 5 閉 会

議事

賃金室長

ただ今から、愛媛地方最低賃金審議会小委員会を開催いたします。

各委員の皆様には、大変お暑い中、また、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は本年度の、第1回目の小委員会となりますので、委員長、委員長代理が選任されるまでの間は、事務局で議事を進行いたしますので、よろしく願いいたします。

本日は、労働者代表の竹本委員が欠席されておりますが、8名の委員に出席いただいておりますので、愛媛地方最低賃金審議会小委員会運営要綱第5条第1項に定める定足数に達しており、本日の小委員会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日の会議は公開としておりますが、傍聴される方におかれましては、注意事項を守って傍聴いただきますようお願いいたします。

はじめに、配布資料ですが、第1回小委員会資料、そして、別冊資料としまして特定最低賃金改正関係資料の2種類を配布させていただいております。いずれの資料も各ページの下の中央部分に、ページ数を付けておりますので、説明時にはこのページ数をお示しして説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、別冊資料につきましては、申出人を構成する労働組合の協定内容など個別企業や労働組合の情報が含まれておりますので、委員の皆様限りの非公開資料とさせていただいておりますので、取り扱いに御留意をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議事に入る前に何点か、御説明をしたいと思います。

この小委員会は、昨年、「特定最賃の各産業別賃金の改定の必要性の有無」を審議するために、設置された小委員会でございます。

運営要綱は、資料2-2にございますので、御確認いただければと思います。

それでは、議事項番2「委員長及び委員長代理の選任について」に入ります。

愛媛地方最低賃金審議会小委員会運営要綱第3条第2項により、「委員長及び委員長代理は、公益代表委員において協議を行い選任する。」となっております。

公益委員の皆様で、既に御協議いただいていると伺っておりますので、協議結果の発表をお願いいたします。

井上委員

公益委員の間で協議いたしました結果、委員長に私、井上、委員長代理に宮谷委員ということとなりました。

以上です。

賃金室長

ありがとうございます。ただ今、協議の結果、委員長は井上委員、委員長代理は宮谷委員と決定いたしましたのでよろしくお願いいたします。

(委員長、委員長代理の名札を両委員の名札の横に置く)

賃金室長

それでは、以降の進行を井上委員長にお願いいたします。

井上委員長

委員長を務めます井上です。

各委員の皆様には、限られた時間の中で、それぞれの立場から非常に難しい御判断をいただかなければならないこともあろうかと思いますが、円滑な審議が進められますよう、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に従って議事を進めます。

議事項番3「愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性について」に入ります。

最初に、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無を審議するにあたり、「個別の事業所の賃金体系」、「労使協定や労使確認書の内容」、「労働契約の内容」など個々の企業や労働者に係る具体的な数値や実情といった情報を提示しながらの審議となりますが、「これは企業経営上の重要情報だから出せません。」ということでは、核心を突いた意見を出すことが難しく、円滑な小委員会の運営の妨げにもなります。

小委員会において行う、具体的な「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議」については、非公開とした方がよいかと思えますけれども、委員の皆様いかがでしょうか。

(一同異議なし)

井上委員長

それでは、「愛媛地方最低賃金審議会小委員会運営要綱第9条」及び「愛媛地方最低賃金審議会等の公開に関する要領」第3条第3号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」に該当すると判断されますので、小委員会の会議での「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議」については非公開にすることといたします。

具体的な「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議」になった段階で傍聴者の方には退席をお願いすることとなります。

それでは、事務局から、特定最低賃金改正の申出書の審査結果と、特定最賃の改正手続きの概要等について説明をお願いします。

賃金室長

申出形式審査結果と特定最賃の改正の概要ですけれども、まず、机置きとさせていただいております「愛媛県で適用する最低賃金一覧」のチラシを御覧ください。

愛媛県の特定最賃については、現在、5業種あり、適用される産業分類、適用除外年齢及び業務、発行年月日、最低賃金額が決められております。

今回、これらの5業種全ての特定最低賃金につきまして、改正を求める申出書の提出があり、事務局で形式審査を行いましたところ、全て要件を満たしてありましたので、正式に受理をしたところでございます。

それでは、特定最低賃金額改正手続きの概要から御説明いたします。

資料 15 ページの資料 3 - 2 を御覧ください。

こちらに、最低賃金法第 15 条を記載していますが、特定最賃の改正や廃止決定を行う際の根拠条文となります。具体的には、ローマ数字 の決定等の要件をご覧いただきたいと思いますが、特定最賃の改正又は廃止を決定するためには、 ~ の要件をすべて充たす必要があります。

そして、ただ今は、 の要件のうち、最賃法第 15 条第 1 項に基づく申し出が労働側からなされたところでございます。

今後は、本小委員会において必要性の有無について審議調査をいただき、必要性有りと結論となった場合には、ここからは、地域別最賃と同様の要件となりますが、 、 の要件を充たす流れで進めていくこととなります。

資料の 16 ページを御覧ください。

こちらは、先ほどの最賃法第 15 条の要件を満たすための、調査審議等の流れを図示したものでございます。

その次の 17 ページを御覧ください。

こちらのフローチャートは、先ほどの調査審議の流れをより具体的に、フローチャートに表したものとなっております。

このフローチャートでは、現在、上から 3 つ目の四角で囲んでいる第 2 回 ~ 第 回地方最低賃金審議会というところになりますが、本日を含め 3 回の小委員会で必要性についての審議をいただきます。第 1 回本審にて、必要性について調査諮問をさせていただきましたが、第 4 回本審では、小委員会の結論を報告、追認して、必要性有りの答申をいただいた業種について、さらに金額改正についての調査諮問をさせていただくこととなります。その後、特定最賃の専門部会を設置して、それぞれの専門部会で金額審議を行っていただき、その結果を答申としていただくという流れとなっております。

そして、異議の申出があった場合には、いわゆる異議審を開催し、最終の答申を出していただき、この答申を踏まえ労働局長が改定金額を決定するということとなります。

時間の都合で概要のみとさせていただきましたが、以上が、特定最賃の金額改定の大まかな流れということでございます。

それでは、次に、特定最賃の金額改定決定までの流れのスタートとなります、特定最賃の改正または廃止の申出要件について説明をさせていただきます。

冒頭に、5 業種の申出書を審査し正式に受理をしたと申し上げましたが、この書式審査上のポイントを中心に、御説明いたしたいと思っております。

資料 19 ページの資料 3 - 3 を御覧ください。

これは、昭和 61 年 2 月 14 日付けの中央最低賃金審議会答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」の別添「新産業別最低賃金の運用方針」の申出の要件等の部分の抜粋でございます。

昭和 61 年当時は、産業別最低賃金、新産業別最低賃金と呼ばれておりましたので、特

定最賃ではなく、このような表記になっています。

中ほどに、1(1)口に特定最賃改正の申出の要件として、(イ)(ロ)の二つのケースが記載されています。

一つは、(イ)のいわゆる労働協約ケースで、もう一つは(ロ)の公正競争ケースというものです。

いずれも、重要部分に下線を引いてありますので、後ほど御確認いただければと思います。いずれも申し出の要件として、同業種の適用を受ける基幹的労働者の「概ね3分の1」という定量的要件が課されています。ただ、異なるのは、労働協約ケースは、賃金の最低額に関する定めを含む労働組合法に基づく労働協約が適用される者の数であるのに対して、公正競争ケースの合意は、労働協約がない場合でも、労働組合のない企業の労働者代表との労使協定、機関決定、署名等の個別合意等でも「概ね3分の1」というのは具体的に30%以上であれば了解としております。

なお、労働協約ケースにおいては、最も低い労働協約の金額が、改定する当該特定最低賃額の上限となることに御留意ください。

また、資料21ページの資料3-4には、公正競争ケースの運用面の問題点、その制度の概念、考え方についてお示しさせていただいております。平成4年5月15日の中央最低賃金審議会「公正競争ケース」検討小委員会報告として取りまとめられておりますので参考にして下さい。

次に資料13ページに戻り資料3-1の「特定最低賃金(改正)申出書形式審査一覧表」を御覧ください。こちらは、今年度の特定最低賃金改正申出書の形式を審査して一覧表にまとめたものです。今年度も前年度と同じく5つの産業から愛媛労働局長あて提出があり、審査の要点としては、の数値になるのですが、30%以上となっているということで、要件を満たしているということになり、5業種とも改正の申出書を正式に受理させていただいたところです。

なお、の欄に申出のケースとして、公正競争か労働協約を記載しております。

また、別冊資料は、5業種の申出書書類一式の写しを綴ったもので、これらの書類から先ほどの資料3-1を作成しております。別冊資料の中身については、説明を省略させていただきます。

事務局からの説明は以上でございます。

○井上委員長

それでは、ただ今から、具体的な「愛媛県特定最低賃金の改正の必要性の有無の審議」に入ります。

傍聴人の皆様には、ここで御退席いただきますようよろしくお願いいたします。

(傍聴人退席)

(特定最低賃金改正必要性有無の審議)

井上委員長

そうしましたら、次の議事項番 4 「その他」に移ります。本日、議題であらかじめ用意された議題はすべて終了しておりますが、資料の中で、説明いただけていないものがありますので、事務局より説明をお願いします。

賃金室長

それでは資料の説明をいたします。まず、資料 1 ページの資料 1 ですが、愛媛地方最低賃金審議会小委員会の名簿になっております。名簿については、御確認いただけたらと思います。

次に資料 3 ページの資料 2 - 1 でございます。先ほどから会議を進めるにあたって、まず、3 ページの方は愛媛地方最低賃金審議会運営規程となっております。7 ページの資料 2 - 2 を御覧ください。これが愛媛地方最低賃金審議会小委員会運営要綱となっております。細かい情報は後ほど目を通していただければと思います。次に 11 ページを開けていただけたらと思います。資料 2 - 3、愛媛地方最低賃金審議会等の公開に関する要領となっております。こちら目を通していただければと思います。

次に資料 25 ページを御覧ください。資料 4 として 7 月 20 日に発表されました愛媛県金融経済概況でございます。

まず、概観ですが、愛媛県の景気は緩やかに持ち直しているということで、こうした中、生産は横ばい圏内の動きとなっていると記載されております。

産業別の動向ですが、愛媛の特定最賃 5 業種についてみますと、「大型小売店販売」については、持ち直しているという記載になっております。次の 26 ページを開けていただくと、業種別の生産動向が記されております。まず、「紙・パルプ」は横ばい圏内の動きとなっていると記載されております。次に「はん用・生産用機械」は高水準となっていると記載されております。次に「電気機械」は減少しているという記載されております。次の「輸送機械、造船」では、持ち直しの動きがみられるようになっております。最後に雇用・所得環境をみると、緩やかに持ち直しているということになっております。

説明の内容としては、以上でございます。

井上委員長

ただ今の事務局の資料説明について、御質問等はございませんか。

小野委員

先ほどの説明ではありませんが、13 ページの一番下の小売業のところ、 が 116.5% という数値になっていますが、これは の労働者数が 3,011 名で、 の申出産業の基幹

的労働者数が2,725名、の申出人が代表する基幹的労働者数が3,175名ということで、このような数字になるのですか。

申出産業の労働者数よりも、申出人が代表する基幹的労働者数の方が多いです。普通は少ない気がします。

労働基準部長

おっしゃるとおりです。確認します。

の方は、数値を推計した数値で、は労側の方から出された協約の適用を受ける明らかな人数です。

井上委員長

資料だと69ページに3,175人という記載はありますので、おそらく事務局としても、そのまま記載したと思います。

労働基準部長

そうです。届け出られた数値ということで、の欄の数値は色々な数値から推計したりしていますので、その推計値によって、逆転しているかもしれません。センサスなども古くなっております。

小野委員

100%を超えるのはおかしいです。数字だけ見たら不自然です。

労働基準部長

それは、おっしゃるとおりです。そこは精査させていただきます。

曾我委員

すみません。私も後で全く同じことを聞こうと思っていました。

一つだけ疑問があるのが、適用使用者数が25で、UAゼンセンから申請したのが4組合だけです。要するに適用使用者数が企業として20ぐらい多いのに、人数の方が100%を超えているのはどういう現象ですかと後から聞こうと思っていました。

この辺を解明いただきたいと思います。

労働基準部長

使用者数が企業数ではなくて、我々は労働基準法上、事業場と呼んでいます。例えば、「三越」で言えば、今治の出張所も一つとしてカウントします。「高島屋」だと宇和島や新居浜などの出先を事業場としてカウントしています。

実際の企業数としては、4であります。企業の例えとして、一番いいのは銀行です。例えば「伊予銀行」だと100店舗以上持っていますが、1企業でありながら、それぞれの支店長が使用者になります。

これは毎回御質問がありますが、労働法の世界の数え方では、企業ではなく、事業場という考えなので、実際の企業は4ですが、出先が25あります。「フジ」が一番わかりやすいと思います。

曾我委員

はい。「フジ」なんかも、大型のスーパーだけ入れることになっています。

労働基準部長

そうです。この総合小売りを満たす事業場しか入れておりません。小さい食品しか売っていないところはカウントしていません。あくまでも総合小売りとしてカウントされるものが25ということで、「フジグラン」系は全部入ってくると思います。

井上委員長

先ほどの申出に関わっての数字は、遅くとも第2回小委員会までに、確認をお願いします。

事務局

はい。

井上委員長

その他、何かありますか。

(発言なし)

井上委員長

そうでしたら、本日の議事としては以上ですが、他に何かございましたら御発言をお願いします。

白石委員

第2回小委員会は18日に予定されておりますが、開始時間が午後1時30分か、3時30分か、決まっていなかったと思います。

賃金室長

すみません。調整は出来ておりまして、午後 3 時 30 分から開始となりました。

白石委員

はい。

井上委員長

それでは、次回以降の予定について事務局から、最後に連絡事項がありましたらお願いいたします。

賃金室長

次回の第 2 回小委員会は、8 月 18 日（金）に若草合同庁舎 7 階共用大会議室で 15 時 30 分より開催となっております。小委員会の皆様には案内状をお送りしますので、よろしくご願ひいたします。

それと既に御案内しておりますが、8 月 1 日（火）に第 2 回本審が、若草合同庁舎 7 階共用大会議室で 13 時 30 分より開催となっております。公益委員の皆様は、この第 2 回本審に先立ち、公益委員会が若草合同庁舎 7 階共用会議室で 13 時より開催となっておりますので、よろしくご願ひいたします。

事務局からは以上です。

井上委員長

それでは、以上をもちまして、第 1 回小委員会を終了いたします。

委員の皆様、長時間ありがとうございました。